

■ コンプライアンスに関する取り組みについて

1.コンプライアンス委員会の設置

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を協議します。なお、当委員会は代表取締役社長、取締役弁護士、監査役、コンプライアンス担当取締役、コンプライアンス担当部長で組織され、営業部門とは分離しております。

2.社外通報窓口の設置

社内における不正行為等が発生した場合に、通報先が社内限定されていると発見者が通報を躊躇することで不正行為の発覚が遅れる場合があります。また、最悪の場合には不正が隠ぺいされる可能性もあります。完全な匿名での通報を可能にするため、外部の弁護士事務所内に社外通報窓口を設けて、役職員に周知しております。

なお、退職した社員も通報することが可能です。

3.実務者協議検討委員会の設置

業務における改善事項や社員の福利厚生などの社内のさまざまな問題を検討する機関として、実務者協議検討委員会を設置しました。会社は同委員会の提言に対して理由を示したうえで、回答する義務を負います。

同委員会の下部組織として、非管理職の社員で組織する小委員会を設置しました。一般社員でも、小委員会を通じて、改善要望や提言を経営陣にダイレクトに伝えられる仕組みを導入しています。

4.お客様相談窓口の設置

お客様からの相談や苦情に対応する専門の部署を設置しており、再発防止のために苦情の内容を記録しています。

5.資格支援制度

LSアセットマネージャー検定をはじめ、貸金業取扱主任者、宅地建物取引主任者などの資格取得については、業務上必要な法的知識の習得に資することから受験費用及びテキスト代などを会社が負担し、社員のスキルアップをバックアップしています。

6.お客様との交渉の録音

電話による交渉内容については、すべて録音しており、その内容を検証し、担当者に対する結果をフィードバックしております。

法令上の規制にとどまらず、お客様に配慮すべき事項について指導を重ねることで、架電交渉におけるコンプライアンスの向上に努めております。

7.反社会的勢力の排除

経営活動を遂行するために必要な取引をするにあたって、反社会的勢力に該当する者を断固として排除する必要があることから、整備したデータベースを基に相手方を調査し、反社会的勢力である懸念の無い者とのみ取引を継続しております。

また、反社会的勢力の活動を助長する利益供与に該当する経営は、一切行いません。